平成２３年（フ）第１０２０号
京都市伏見区深草フチ町56番地１　ハウスアルファー103号室
債務者　福積妙枝子（旧姓川嶋）
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５１号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字西ノ口12番地３
債務者　建築板金ダイシンこと　大山　伸幸
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６９号
京都府京田辺市大住責谷21番地44　Ｍ’プラザ大住参番館102号
債務者　本田美津子
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１１号
京都府宇治市槇島町十一31番地の９
債務者　今村　篤美
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１５号
京都市左京区岩倉東宮田町15番地１　ロフトハウス岩倉203号
債務者　福永ゆかり（旧姓川田）
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２９号
京都市右京区太秦石垣町43番地７
債務者　長岡　真澄
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３４号
京都市右京区西京極東池田町39番地　アフリー太田301
債務者　黒川　幸一
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３５号
京都市右京区西京極東池田町39番地　アフリー太田301
債務者　黒川香寿美
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７０号
京都市左京区田中野神町６番地
債務者　竹内　敏子
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７４号
京都市南区西九条院町23番地
債務者　喜崎　保二
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７６号
京都府八幡市八幡科手３番地の１　新明荘第３Ｃ
債務者　新見ケリーこと　ＮＩＩＭＩ　ＫＥＬＬＹ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＰＡＴＩＮＨＯ
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０２号
京都市伏見区向島二ノ丸町338番地25
債務者　加藤　好弘
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１０号
京都市中京区壬生東高田町６番地６
債務者　井上　みか
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３５号
京都市上京区中立売通智恵光院東入新白水丸町462番地54　イヌイ星の子ハイツ505号
債務者　御料理くれたけこと　長谷川克己
１　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
兵庫県芦屋市茶屋之町６番７―302号
債務者　工藤　由美（旧姓山村）
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０６号
兵庫県西宮市津門川町11番11―202号、従前の住所兵庫県西宮市獅子ヶ口町10番７―108号
債務者　迫谷多佳子
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
鳥取県鳥取市源太63番地４
債務者　田中　光枝
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９４号
鳥取県八頭郡智頭町大字三吉502番３地
債務者　福田　将志
１　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで　鳥取地方裁判所民事部